様式第八号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 表 | 第　　　　号  　　年　　月　　日　交付  職  氏名  生年月日　　　年　　月　　日生  立入検査証  福井県知事　氏名印 | 6センチメートル |
| 8.5センチメートル |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 裏 | 消防法抜すい  　第16条の4　市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱つていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。)の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。  　2　第4条第4項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。  　第44条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は拘留に処する。  　　(2)　第4条、第16条の4若しくは第34条(第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 |  |